

平成27年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成27年11月19日(木) 9:30～	
開催場所	徳島市役所6階 入札室	
出席者	委員会 長地委員長、成行委員、鈴木委員、疋田委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	5件
	指名競争入札	3件
	随意契約	2件
	合計	10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H27.4.1～H27.9.30)の発注工事について
審議1 <指名競争入札>宮島住宅解体工事設計業務 (住宅課)	
◇辞退とは、どの時点での辞退ですか。指名後の辞退ですか、それとも入札後の辞退ですか。	◆指名競争入札になりますので、指名はしましたが、入札の段階で辞退したということです。
◇解体工事の設計は、普通の設計事務所ではできない特殊なものなのでしょうか。	◆現状の設計図を作るという形になりますので、特殊なものではありません。
◇9者のコンサルタント業者を選ばれている、根拠はどのようなものなのですか。受託実績と技術者等の状況ですか。	◆徳島市の建築設計で業者登録して、指名要望している業者を、グループに分けて、順番に指名しております。
◇この工事は、名簿のグループの順番に指定しているのですか。	◆そうです。
◇グループは、9者位で、1グループになっているのですか。	◆そうです。
◇地域は、関係ないのですか。	◆コンサルタント業務については、地域性は考慮しておりません。
◇そのグループ分けは、どのようにしているのですか。	◆特定のグループだけが点数の高い業者ばかりになる等は避け、点数を考慮して、点数順位が均等になるように分けています。
◇グループの組替えはあるのですか。あるとすれば、どの程度の頻度であるのですか。	◆5年に1度、又は、指名が10回を超えた場合は、組替えの更新をします。
◇その場合は、完全に業者をばらばらにして、組み直すわ	◆そうです。

<p>けですか。</p> <p>◇今年度は、同じグループですか。</p> <p>◇辞退の回数が、先ほどのランク付けに影響しますか。</p>	<p>◆今年度は、組替えはなく、同じグループです。入札件数が多くなれば、当然ですが途中で、組替えはありません。</p> <p>◆入札については、業者の都合もありますので、辞退した回数が、ランク付けに関係することはありません。</p>
---	--

審議 2 <一般競争入札> 中央卸売市場冷蔵庫棟等耐震診断業務

(中央卸売市場)

<p>◇内訳明細書にある試験費とは、具体的にどのようなことをするのですか。業者によって金額にかなり幅がありますね。</p> <p>◇それは、非破壊で検査するのですか。</p> <p>◇業者によって、試験費に幅がありますよね。同じ試験をするのに、どうしてもこのように金額にばらつきがあるのか疑問に思います。</p> <p>◇そのような業者が、試験機器等がなく、再委託する場合、たとえば別添のような業者と再委託契約することになるのですか。</p> <p>◇同じようなものですが、内訳明細書の中で、現地調査費についても、かなり幅がありますが、これは再委託しているからとか、遠方の再委託業者に来てもらうとかの事情があるからですか。</p> <p>◇やり方とかですか。</p> <p>◇先ほどの試験費ですが、見積もり金額にかなりの幅がありますが、詳細な内容について、検討の余地があるのかを聞きたい。</p> <p>◇落札業者は、試験費というのは、外から見た場合、一番重要なところですよ。そこが入札業者の中では一番低いということですね。</p>	<p>◆建物にコンクリート部があれば、コンクリートのコアを抜き取り中性化の試験を行い、また鉄筋の探査試験等を行います。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆業者の見積もりの仕方にもよると思います。また、自社で試験ができるのか、再委託の内容にもよると思います。たとえば、全部、再委託にすれば、再委託業者の見積もり金額によって変わりますし、自社で試験できるのであれば、若干、低い金額で見積もりできると思います。金額の高い業者の場合は、試験機器等を所持していなく、ほとんど再委託するため、高い見積もり金額になるのではないかと思います。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆現地の調査内容については、業者の見積もり次第になると思います。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆内訳明細については、費目毎に記載することをお願いしています。設計時については、項目毎に積み上げています。業者の見積もりについては、耐震診断費一式のところを出していただいています。</p> <p>◆内訳明細書を提出させているのは、適正な見積もり積算ができているかどうかという確認です。内訳明細書の詳細な内容と、どのような内容でしているのかについては、そこまで精査するという事は考えていません。あくまでも適正な見積もり金額が見積もられているかということです。また、業者からの見積もり金額というのは、様々な条件があり、業者によって見積もり金額が変わってきます。細かな部分まで精査するこ</p>
--	--

<p>◇試験は、どのレベルのものが必要になるかなど、基準となるものを市の方で作っているのですか。</p> <p>◇そのような試験は、市としてどのようにチェックしているのですか。</p> <p>◇今、試験の内容について伺ったのですが、この見積もり金額で実施できるのかと、若干、疑問に思います。</p> <p>◇このような点も注意していかないといけないのかなと思います。</p> <p>◇疑問が生じたということを念頭に置いて、該当業者を注意深く見ていく必要があるのではないですか。</p> <p>◇耐震業務の診断は、まだ多く残っているのですか。</p>	<p>とは考えていません。詳細な内容を記載してもらうとすると業者の負担が大きくなります。</p> <p>◆鉄筋探査、コアの抜き取りの試験等、対象になったものの毎に、業者に試験箇所数を明示しています。</p> <p>◆鉄筋探査するときは、マーキングして写真を撮ります。当然、監督員は、現場状況がわかっているので、写真を撮り、添付した報告書を提出してもらい、チェックします。コアについては、抜いた跡が残るので確認ができます。また検査機関に出しているものについても報告書をまとめてもらい、担当課の方で確認しています。</p> <p>◆現地調査費も含め、金額については、ばらつきが多いです。業者により、得意、不得意等があるかどうかわかりませんが、違いもあるのでないかと思います。</p> <p>◆立ち会いもしていますし、写真で確認もさせていただいています。見積もり金額がどうこうでなく、指示した部分については、見積もったからには、いくらこの金額であろうとも実施していただいて、成果を確認するということになります。業者は、その見積もり金額でできると判断しているのだと思います。その中で、実質やってみたら、違った（もっと見積もり金額が必要であった）というものはあるかもしれません。もちろん、見積もり金額ですから、実質の金額は、変わってくる可能性もあると思います。</p> <p>◆現在の登録業者では、そのようなことは、ありません。</p> <p>◆現在、耐震化率は、87.8%程度、進捗していますので、ほぼ耐震診断は、終息に近づいています。</p>
--	--

審議3 <一般競争入札> 葬斎場屋上防水改修工事

(住民課)

<p>◇予定価格での入札業者が多いですが、どのような理由が考えられますか。</p> <p>◇とりたくないのに入札をするというのは、どのような背景があるのですか。</p>	<p>◆適正な積算をしているということで、積算自体は問題ないと思います。特殊な施設なだけに、困難な工事も多く、業者にとって、積極的に請け負う工事ではなかったのではないかと考えています。</p> <p>◆利潤が少ないというのが原因だと思います。当然、業者ですから、利潤を追求していると思います。工事はもちろんでき、あとは、利潤はいくら出せるのかというのがポイントだと思います。このくらいの金額であれば、ある程度の利潤も出せるというのが、業者にとって、予定価格になってしまい、この金額で入札してきたのではないかと考えています。もっと安くできるので</p>
--	---

<p>◇とくに談合情報とかはありませんでしたか。</p> <p>◇同じ入札金額では、くじになるのですか。</p>	<p>あれば、業者は低い金額で入札していると思います。業者の見積もり内容によると思います。また、特殊な施設というのも大きいと思います。</p> <p>◆ありません。</p> <p>◆そうです。</p>
<p>審議 4 <一般競争入札>中央浄化センターNo. 2 消化槽攪拌機改築工事 (建設課)</p>	
<p>◇企業評価の社会性評価項目であるアドプト事業・ボランティア活動の実績ですが、徳島市の方で、呼びかけているのですか、それとも業者の自主性にまかせているのですか。</p> <p>◇大きな仕事を取ろうとすれば、業者は自主的に実績を上げようと動くものですか。</p> <p>◇ISO認証なども大手は、積極的に取得しているのですか。</p> <p>◇この工事は、有資格者は2者しかなかったのですか。</p> <p>◇数が少なすぎて、競争が生じなかったように思いますが。</p> <p>◇参加資格について、徳島市外に営業所(本店)を有するという大きいしぼりがありますが、市内業者では、製造できる業者はいないのですね。</p> <p>◇しぼりがなくとも参加する業者がないのですね。もしあればこのような項目はないのですか。</p> <p>◇今回は、特殊な工事ですね。</p>	<p>◆自主性です。</p> <p>◆そうです。市内の大手業者については、ほとんどアドプトの実績を持っています。たとえば国土交通省・県についても、アドプトについては、総合評価の評価対象になっています。逆に、総合評価案件に参加する業者については、アドプト事業については、積極的に参加していただいています。</p> <p>◆大手は結構、取得しています。今回の機械関係でしたら、ISO品質部門を取得している場合が多いです。</p> <p>◆今回、参加してくれたのが、2者しかいなかったと考えています。</p> <p>◆工事対象の消化槽攪拌機は、各社とも既設と同機種のもは、製造中止されています。今回の装置は、既設と異なる機種となっています。横軸機械攪拌スクルー式は、比較的新しい技術であるので、機器製作を自社でできる業者が限られてしまったとも思っています。下水道の機械は、ある程度、製造できる業者は限られてしまいます。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆そうです。下水道の機械で、市内業者で作ることの出来る装置であれば、市内の業者になります。簡単な下水の機械装置であれば作ることができる業者が市内にあります。その業者で作ることが可能な機械であれば、市内の発注になります。</p> <p>◆特殊な機械になりますので、作ることが出来る業者は少ないと思います。</p>
<p>審議 5 <一般競争入札>南末広町・末広五丁目污水管渠築造工事</p>	

◇事業区分について、国庫補助事業と市単独事業に該当しているが、国庫補助事業として、どの程度の補助率になっているのですか。

◆50%です。

◇また、会計検査院が以前指摘していた事務費は、この中に入っているのですか。それともこれ以外に別途いくらか補助金が付くのですか。

◆工事費のみです。以前は、金額に応じて事務費は、補助してくれていましたが、およそ4～5年前から事務費は、なくなりました。現在の補助金は、工事費と委託費、補填補償費のみとなっています。

審議6 <指名競争入札>海先9号支線道路改良工事

◇先ほどと同じケースですね。最低制限価格の設定方法に問題があるのではないですか。

◆先般も最低制限価格等入札情報を漏洩して、職員の逮捕とかありました。現行制度については、そのようなことは起きないというメリットがあります。しかし、ご指摘のとおり、高額な入札額となることもあり、落札額が引き上げられてしまうデメリットがあります。他の制度の様々な資料を集めておりますので、今後、引き続き検討させていただきたいと思っています。

◇類似の県庁所在都市で、制度改革に着手しているところの情報がありますか。

◆現在、資料を揃えているところですが、基本的に国に準じて実施しているところが多いので、その長所・短所を調べてから検討していきたいと思っています。

◇まだ検討中ということですね。

◆そうです。検討させていただきたいと思います。

◇他でやっている事例を教えてください。

◆工事費にある一定の数値を掛けて最低制限価格を決めているところがあります。たとえば工事費の85%としているところもあります。そのほか、その数値について、ランダム係数を入れて、ある程度幅を持たせている場合もあります。国が決められている調査基準価格にランダム係数を掛けて計算する数値というものもあります。そのあたりを研究していますので、その中で検討していきたいと思っています。

◇もしそのような措置を執りますと、今回の2件は逆転しますか。

◆最低制限価格を85%にランダム係数を掛けた場合、そのあたりに入札金額が集中してくると思います。基本的に最低制限価格については、事前公表できませんので、そのあたりを国のとおりとするのであれば、83～85%あたりが、調査基準価格になりますので、業者はそのあたりで入札してくると思います。

◇予定価格がわかってしまう、つまり予想ができてしまうといった場合、デメリットは最低制限価格付近に集中してしまい、競争にならないということですか。

◆そうです。以前、公表していたときは、業者がすべてその金額で札を入れてくるため、くじになってしまいます。このような状況を避けるために、このようなランダム制度を導入しているということです。

◇発注する側としては、一番安い金額で入札してくれると

◆一時、粗悪工事の排除とかありましたので、基本的に

<p>というのが、悪いことになるのですか。</p> <p>◇安ければ良いという問題ではないですね。</p>	<p>は、当然利潤も考え、適正な価格で入札していただくのが良いと思っています。もし最低金額で入札して、利潤もなく、それでダンピングが続いていくとなると、受注者側にも、また発注者側にも良くないと思います。業者にとっては、適正に見積もり、しかも利潤もだしていただくというのが良いと思います。当市では、予定価格の部分で積算しています。現行制度は、業者が実施可能な入札金額で、最低制限価格が決まってしまうので、このあたりは良いのではないかと思います。しかし、予定価格に近い金額で入札した業者が多いときは、最低制限価格は上昇してしまい、意欲はあるが低い金額で入札した業者、つまり最低制限価格より低い金額で入札した業者は、落札できないことになり、金額が上位の業者が落札してしまうことになります。もう少し参加業者数が多ければ、最低制限価格は下がるのではないかと思います。</p> <p>◆そうです。</p>
<p>審議 7 <随意契約> 東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事 (東部環境事業所施設課)</p>	
<p>◇このごみ焼却場はいつまで使えるのですか。</p> <p>◇法律上の耐用年数は決まっているのですか。</p> <p>◇国府の西部環境事業所はどれくらいの年数になりますか。</p> <p>◇この施設は、補修工事は、何回くらい実施したのですか。</p> <p>◇毎年これくらいの金額はかかるのですか。</p> <p>◇毎回、日立造船ですか。</p> <p>◇どうしてですか。</p> <p>◇工事は、日立造船の下請け業者も加わり実施するのですか。</p> <p>◇下請けに、地元の業者の参入する余地はないのですか。</p>	<p>◆計画的な施設の整備を行っており、新炉建設まで使用できるよう維持管理を行っています。</p> <p>◆法律上の耐用年数は決まっていません。コンクリートの建物の耐用年数は 50 年となっていますが、焼却施設の供用年数は 35 年程度の施設が多いです。中には 40 年以上使用している施設もありますが、少ないです。</p> <p>◆平成 4 年竣工ですので 23 年です。</p> <p>◆補修は、毎年行っています。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆毎年日立造船が行っています。</p> <p>◆プラント施設のため、特許や意匠登録などメーカーに出さなければ施工が難しい部分があるためと思います。一般競争入札を行っていますが、参加業者が 1 社のため随意契約となっています。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆下請けできる業者がいるのであれば、使います。補修内容が特殊なもので、地元の業者を教育してからと言うのは、難しい状況となっています。そのためその都</p>

度、日立造船が使っている下請け業者を使うというのが現状です。

審議 8 <一般競争入札>第十浄水場太陽光発電設備増設整備工事

(水道局)

◇浄水場の太陽光発電は、前回の委員会で工事内容が難しいと伺いましたが、大きい業者しかできない様な工事なのですか。

◆浄水場の運転監視の部分に接続して現状人員で監視を行い、メンテナンス等にも対応するため、独立したものでなく一連の管理ができるシステムに主眼をおいて、実質的な部分に限ってお任せできるような条件を設定したところ、大手の業者になってしまったというところ。水道事業体が固定価格買取制度にのって事業をするにあたり、付帯事業で行うことが認められるという総務省からの通知がありました。現状組織の中で職員数を増やさずに維持管理等を行うために、このような選定基準を設けております。

◇浄水場で太陽光発電の設備工事をするのは、これが初めてですか。

◆この度は増設工事として、平成25年の秋頃にしております。

◇そういえば前にも管理システムのお話を伺いましたね。増設されるということは、すでにある施設については収益があがっているということですか。

◆平成26年の9月に売電開始をしておりますので、1年ほど売電収入が入ってきております。

◇年間でどのくらい売電収入はありますか。

◆今回500キロワットを増設しますので、併せて1500キロワット、つまり1.5メガの設備になりますが、1.5メガになった時点で、税抜きで年間約6千4百万円の収入を見込んでおります。

◇価格の保証は何年ですか。

◆20年間です。

◇20年間、6千4百万円が毎年収入として入るのですか。

◆先ほど平成26年の9月にスタートしたというお話をしましたが、その時点では250キロワットでした。スタート時からの20年間となっております。今回の増設工事は来年度のしゅん工予定ですが、平成46年までの保証になりますので、18年と半年ほど、年間約6千4百万円の収入を見込んでおります。

◇かなり大きい収入ですね。この収入は水道料金のように水道事業にしか使ってはいけないのですか。市の一般会計に繰り出すというようなことはできないのですか。

◆一般会計にということはないです。独立採算ですので水道局の会計の中でということになります。水道局に余裕があれば、市からの繰り入れ等が少なくなることはあるかと思えます。消火栓の設置や維持管理の経費等で繰り入れを頂いておりますので。ただこの6千4百万円という収入がありましても、水道事業自体が人口減少等で収益が下がってきている状況ですので、その状況にいくばくかの手助けになればということで、積極的に経費節減策やこういった付帯事業における収入確保を模索して、なんとか料金改定を遠ざける努力をしているのが実情です。

◇太陽光発電の計画はこれで終わりですか。

◇水力発電はできないのですか。

◇水道局が手がけられる再生可能エネルギーとしては、太陽光と水力だけですか。風力はできないのですか。

◇このようなことに委託研究等があるのですか。

◇太陽光パネルの耐用年数はどのくらいですか。

◇その間の保守等はあるのですか。

◇20年過ぎたときの資産除去債務はどこかでおりこんでいるのですか。

◇20年間の利益はどれほどになるのですか。試算を試してみても利益はそれほどではないように思うのですが。

◆ご存じとは思いますが、太陽光の固定価格買取制度の価格が下がっておりますし、急速な普及拡大によって接続保留という話もありまして、太陽光の売電事業に関しては一旦様子を見るということになります。ただ収益に関してだけでなく、環境対策や未利用地の有効利用、ライフラインの強化等を考えて行く中で、省エネルギー対策の一つとして、再生可能エネルギーというのは積極的に取り入れていくことが重要であると考えておりまして、自家使用で取り入れることができないか検討しております。

◆環境省からも、そのような未利用エネルギーを有効利用できないか、それぞれの自治体に検討を促されており、私達も検討している段階です。

◆風力は難しいかと思えます。

◆はい。具体的にいいますと、例えば、どのくらいの有効落差があつて、どれだけの発電をするのか、というような研究をすることは、実際に今までにも行っております。

◆固定価格買取制度では、20年の間、安定した発電をすることが一つの基準となつていまして、少なくとも20年間は耐用年数がないと設備認定を与えられません。

◆当然、保守もありますしメンテナンスもあります。比較的、太陽光発電は、メンテナンスフリーとまではいいませんが、維持管理費は少ないだろうといわれております。

◆20年後には固定価格買取制度が終わっておりますので、その時点での選択肢としては、電力会社と売電契約をもう一度結びなおすか、自家使用に変更するか、耐用年数が終わっているので撤去するなど検討しているところです。

◆消費税抜きで試算をしたところ、建設費等の費用は、1500キロワット完成時で約6億5千万円必要です。それに加えて、維持管理費は少ないだろうと申しあげましたが、資源エネルギー庁の調達価格と算定委員会の数字を参考に算定したところ、年間約450万円の維持管理費が必要になりますので、20年間で約9千万円となります。先ほどの6億5千万円に9千万円を加え、7億4千万円の費用が必要となります。それに比べまして、収入は、1500キロワット完成時に6千4百万円となりますが、先ほど申しあげたように、20年間ではなく、18.5年間の収入が見込ま

	<p>れますが、11.5年で費用の7億4千万円がほぼ回収できます。そして、残りの7年間で収益ということにすると、4億4千万円になります。今までの1年半の間にも約6千万円の収入がありますので、この事業では、20年間で約5億円の利益がでるだろうと想定しています。</p>
<p>審議9<随意契約>軟水装置更新工事</p>	<p>(水道局)</p>
<p>◇軟水装置ということは、水道水の性質はもともと硬水なのですか。</p> <p>◇マグネシウム等を除くのですか。</p> <p>◇健康上の問題で、そのような基準があるのですか。</p> <p>◇白くて硬い結晶ですか。</p> <p>◇次亜塩素酸ナトリウムはどこかの岩塩を使用しているのですか。</p> <p>◇この工事はもうここだけしかできないというわけですね。</p> <p>◇次亜塩素酸ナトリウムはガスですか。危険性はどうか。</p> <p>◇危険性は全然ないのですか。</p>	<p>◆原水自体は軟水です。軟水硬水は、硬度成分というマグネシウムやカルシウムの量が1リットル中に何ミリグラム入っているかで決まります。徳島市の表流水には約40ミリグラム入っています。軟水は120ミリグラム未満、硬水は120ミリグラム以上となりますけど、今回、この40ミリグラムの硬度を0にするということです。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆硬度成分というのは、消毒する際に使用する、次亜塩素酸ナトリウムという薬品と結合しまして結晶化いたします。結晶化することによって配管がつまりやすくなり、最終的には水が流れなくなりますので、そのような事を防ぐために、硬度成分を取り除いております。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆次亜塩素酸ナトリウムはもともと食塩から生成するものですが、水道局ではその製品を購入しております。</p> <p>◆施設がいろいろ関連しておりますので、そうなります。水道法で塩素によって最終的に消毒することが定められておりますが、その塩素消毒を行うための設備が、水道局では次亜塩素酸注入設備といいますが、軟水装置はその設備の一部であり、関連していますので、維持管理上の問題から同じ施工業者で対応して頂いています。</p> <p>◆塩素の高圧ガスを使用していた時代が長かったのですが、維持管理上問題があり危険性も高いということで、今は次亜塩素酸ナトリウムソーダという液状の塩素を使用しています。</p> <p>◆全然ないというわけではありませんが、特定化学物質からは外れておりますし、塩素ガスを扱うのとは危険度が違います。</p>

審議 10 <指名競争入札> 徳島市山城町東浜傍示配水管布設工事

(水道局)

<p>◇ランク A が 4 業者ですね。どの業者になりますか。番号 をお願いします。</p> <p>◇この工事は切り取った舗装の廃棄も出てくるのですか。</p> <p>◇ 2 3 ページ施工体系図には廃棄を頼む業者は記載され ないのですか。</p> <p>◇業者が収集運搬をすることに問題はないのですか。</p> <p>◇交通誘導については、しっかり監理されているのです か。</p> <p>◇ 2 3 ページ施工体系図の下請会社(株)ササノが、入札の 2 番目にもありますが、これは、お互いに入札参加業者で あることはわかっているのですか。</p> <p>◇内訳明細書には手書きとタイプのものがありますが、こ れはエクセル等のデータで扱えるようになっているの ですか。</p> <p>◇業者が紙に合わせてワープロを打っているということ ですか。</p>	<p>◆ 2 番、8 番、9 番、14 番になります。</p> <p>◆ 出てきます。</p> <p>◆ この体系図にはでてきません。廃棄は下請業者が行っ たり、元請業者が産廃処理としてダンプトラックで処 理場へ運んだりしております。</p> <p>◆ 運搬許可証の写しを付けて頂いていますので、管理上 問題ありません。</p> <p>◆ 毎月、報告書を提出して頂き確認しております。</p> <p>◆ 指名競争入札なのでわかっています。</p> <p>◆ 様式を紙で渡し、参加業者の方で手書きやタイプして 頂いております。データは渡していません。</p> <p>◆ はい、そうだと思います。</p>
---	--

指名停止等の運用状況について

	<p>1 対象期間(27.4.1～27.9.30)の指名停止について</p> <p>◆ 2 業者に対し、指名停止措置を行いました。(土木政 策課)</p> <p>◆ 2 業者に対し、指名停止措置を行いました。(水道局)</p>
--	---

談合情報への対応状況について

	<p>1 対象期間(27.4.1～27.9.30)の談合情報について</p> <p>◆ 談合情報はありませんでした。(土木政策課)</p> <p>◆ 談合情報はありませんでした。(水道局)</p>
--	--